

# 福岡教育大学「未払い賃金請求訴訟」控訴審、不当判決!!

— 闘 い は 最 高 裁 へ —

11月30(月)に福岡教育大学未払い賃金請求訴訟判決言い渡しが行なわれました。熊本大学教職員組合からも4名が裁判傍聴と報告会に参加しました。残念ながら、控訴人の請求は願い届かず棄却されました。第一審判決に引き続いての不当判決に不服として、原告は上告を決定しています。今後も粘り強く裁判支援を続けていきますので、引き続きご協力よろしくお願いたします。なお、今回の裁判と報告会の模様を、『全大教・賃金請求裁判速報 No.110』(2015.12.2)より以下に転載してお知らせします。

## またも、極まりない不当判決!!

11月30日(月)13:30から福岡高等裁判所501法廷において、傍聴者約60人が見守るなか、福岡教育大学教職員組合未払い賃金請求訴訟控訴審の判決言い渡しが行なわれました。

判決は、第一審判決を維持して、控訴を棄却するものでした。主文を読み上げるだけの判決言い渡しに要した時間は、わずか1分。思わず、傍聴席から、「理由を聞かせてください。そんな時間もないほど忙しいのですか」と裁判官に声が上がるほど、空疎なものでした。

判決言い渡し終了後、裁判所から徒歩2分の「大手門パインビル」2階会議室で報告集會が開かれ、約40人が参加しました。集會では、福岡教育大学教職員組合書記長、全大教副委員長、全大教闘争本部委員、さらには傍聴支援に参加した各単組の代表者が発言し、判決の不当性や判決の受け止め方、運動の反省点などを述べました。

つづいて、弁護団長の堀良一弁護士が判決内容を解説しました。堀弁護士によれば、この判決文は総頁わずか10頁であり、①第一審判決を追従しており、②争点整理さえもされておらず、高裁独自の判断も読み取れないという意味で、二重の不当判決であるとのことでした。

最後に、原告団の4氏が裁判闘争の真意と今後も最高裁で闘う意志を表明されました。

第一審につづく控訴審判決は、国立大学法人の教職員の労働法制上の地位を奪うものと言わざるを得ない



<報告集會の様子>



<福教大教職組 鶴成書記長>



<全大教 森戸中央執行副委員長>

ものであり、また司法の信頼をも疑わざるを得ないもので、断じて認めることはできません。

今回の判決言い渡しまで、毎回、九州地区・山口大学の単組から多くの方々が傍聴支援にかけつけてくれました。それは、福岡教育大学教職員組合の原告団を九州地区・山口大学の代表であると位置づけているからにはほかなりません。ひきつづき最高裁での闘いも支援していきましょう。

今回の傍聴支援行動は、全大教九州のご理解とご援助によって実現できました。この場を借りて、全大教九州関係者の方々に深くお礼申し上げます。(全大教闘争本部委員)

## 原告団から

福岡教育大学未払い賃金訴訟原告代表です。

11月30日(月)1時半、福岡高等裁判所において判決言い渡しがありました。

内容は、弁護団代表堀弁護士が言うように「絵に描いたような不当判決」でした。つまり、地裁判決をそのままに追従していること、内容わずか8ページ、しかもそのうち4ページしか高裁の意見が入っていないこと、が特徴です。

地裁判決では、原告が提出した重要な証拠を裁判所は判決文から削除しており、裁判の証拠主義を捨てているという司法制度上の問題がありました。それにも一言も触れていません。また、控訴審で加えた労働法学者の意見書についても、全く触れていないという状況です。原告がそれらを提出した、という事実さえも公的書類から消し去るといふ裁判所は、いったいどうなっているのか、と思わざるを得ません。

このようなことから、原告は上告手続きを開始することといたしました。

これまで、九州内の各単組および全大教をはじめ、全国のみなさんからいただきましたご支援を感謝して、報告とさせていただきます。(原告団代表)



<堀弁護団長>



<原告団の4氏>

※ 組合員の方は、福岡教育大学教職員組合「判決文」などを全大教HPよりご覧頂けます。

ログインには、IDとパスワードが必要です。組合事務所までお問い合わせください。

# 赤煉瓦

熊本大学教職員組合

No. 13  
2015. 12. 4

内線:3529 FAX:346-1247  
ku-kyoso@union.kumamoto-u.ac.jp  
http://union.kumamoto-u.ac.jp/